

令和 6 年度既存の都市計画に基づく都市構造の変化による環境保全への影響検証等業務
の概要及び企画書作成事項

I. 仕様書（骨子）

1. 業務の目的

我が国が迎える人口減少社会を踏まえ、環境・経済・社会の統合的向上、2030 年度における温室効果ガス 46%削減（2013 年度比）、2050 年カーボンニュートラル、30by30、ネイチャーポジティブなどを達成していくためには、まちづくりにおいて都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づく立地適正化計画等を踏まえた「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を目指し、地域の利活用と保全の両立を図っていく必要がある。

本業務では、環境省と国土交通省との過去の都市計画協議の状況、全国の自治体の都市計画を踏まえた都市構造の変化やそれによる公害の防止、自然環境の保全及び脱炭素化への影響をできる限り定量的に分析を行った上で、公害の防止、自然環境の保全及び脱炭素化の見地から、今後の都市計画の望ましい方向性や避けるべき事項についての判断の参考になる資料をまとめることを目的とする。

2. 業務の内容

本調査では、都市・地域における都市計画段階での脱炭素化への配慮を促進するために、「令和 5 年度既存の都市計画に基づく都市構造の変化による環境保全への影響検証等業務」で得られた成果を効果的に周知するための方法の検討や周知資料の作成を行うこととする。更に、都市の開発による脱炭素化の定量的な推計や、地域住民への情報的手法による環境配慮を促進する方法の提案及び土地利用の流動性の確保に向けた検討を行うこととする。

具体的な業務については、以下の（１）～（５）を実施することとするが、これらに限定するものでなく、企画の検討の結果、必要と考えられるものがあれば、追加的に企画書に盛り込むこと。

（１）昨年度業務の活用による自治体への働きかけ

「令和 5 年度既存の都市計画に基づく都市構造の変化による環境保全への影響検証等業務」で得られた成果を自治体に効果的に周知するための資料を作成すること。

特に、都市計画に係る調整の初期段階から脱炭素化に配慮がなされるよう、効果的な周知を行うことが可能な資料の作成、周知先の検討を実施すること。

（２）都市開発に対する脱炭素化の定量化

具体の都市又は地域をモデルとして、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく都市計画区域の線引き変更前後における脱炭素化の観点からの影響を分析すること。

なお、分析に当たっては「令和 5 年度既存の都市計画に基づく都市構造の変化による環境保全への影響検証等業務」の成果も踏まえ、より多角的な視点からの分析を行うこと。

（３）情報的手法による環境配慮の促進

都市構造の変化による脱炭素化への影響を平易に伝え、脱炭素化を考慮した都市計画設計を促すためのツールの提案を行うこと。

ツールの提案に際しては、既存の活用可能なツールの調査及び整理、提案いただくツールの活

用により見込まれる効果と、作成に必要な情報の精査や維持管理に掛かるコストの算出も行うこととする。

(4) 土地利用の流動性向上

空き家・空き地等が都市開発における脱炭素化に与える影響を分析するとともに、流動性のボトルネックの分析及び整理を行い、流動性の確保に向けた方策について検討を行うこと。

(5) 自治体、事業者、専門家へのヒアリングによる実態把握と課題抽出

都市計画設計を行う自治体や、都市計画に基づく都市開発を行う事業者、都市計画に造詣の深い専門家へのヒアリング（自治体：1箇所、事業者：1名、専門家：1名程度）を実施し、都市計画に関する実態把握及び課題抽出を実施すること。

(6) 協議・打ち合わせ

本業務の実施に当たっては、必要に応じて環境省担当官と協議・打合せを行うこと。

(7) 業務報告書の作成

本業務の内容をとりまとめ、業務報告書（A4判、300頁程度）を作成すること。

3. 業務実施体制

2.に示した業務の実施にあたり、専門的な技術や機材が必要となる場合等には、共同実施や再委託等をして差し支えない。

4. 業務実施期間

契約日から令和7年3月31日（月）まで

5. 成果物

電子媒体：業務報告書の電子データを収納した電子媒体（DVD-R等） 8部

電子データの仕様は、別添によること。

提出場所：環境省大臣官房環境影響評価課環境影響審査室

6. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。

(2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

(4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利

用許諾を取得する。

- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。
(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

(<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>)

8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数、回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 本業務を行うに当たって、環境省担当官は、希望者に対して、必要に応じ「令和5年度既存の都市計画に基づく都市構造の変化による環境保全への影響検証等業務」に係る資料の提供を行うこととする。希望する者は、以下の連絡先に連絡の上、環境省担当官と調整を行うこと。ただし「令和5年度既存の都市計画に基づく都市構造の変化による環境保全への影響検証等業務」に係る情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。また、提供資料の用途は本業務の企画書作成に限るものとし、作業終了後、不要になれば適切に破棄すること。

連絡先：環境省大臣官房環境影響評価課環境影響審査室

(TEL:03-5521-8237)

(別添)

1. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの。）
 - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの。）
 - ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの。）
 - ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式（PDF/A-1、 PDF/A-2 又は PDF1.7）」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務の件名、作成部署名（環境省大臣官房環境影響評価課）、請負者の名称、作成年月（令和 7 年 3 月）及び総ページ数を、収納ケース及び DVD-R に必ず付記すること。DVD-R については、ラベルの貼付によることなく直接記入すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。
(<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>)

2. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

II 企画書作成事項

企画書は、以下の項目について、別紙様式に従い作成すること。

(1) 業務に対する理解度

本業務に対する専門的知見及び理解度を審査するので、既存の都市計画に基づく都市構造の変化による公害の防止、自然環境の保全及び脱炭素化への影響について、根拠とともに別紙様式Aに従い記述すること。

(2) 業務実施方法等の提案

以下の提案事項について、別紙様式Bに従い記述すること。

- ①仕様書（骨子）に記述した2.（1）について、昨年度成果物の効果的な周知を行うことが可能な資料、周知先を具体的に提案すること。
- ②仕様書（骨子）に記述した2.（2）について、モデル地域等の選定及び定量的な分析をするのに有効な調査方針を具体的に提案すること。
- ③仕様書（骨子）に記述した2.（3）について、脱炭素化を考慮した都市計画設計を促すためのツールを具体的に提案すること。
- ④仕様書（骨子）に記述した2.（4）について、空き家・空き地等が都市開発における脱炭素化に与える影響の分析、流動性のボトルネックの分析及び整理方針を具体的に提案すること。
- ⑤仕様書（骨子）に記述した2.（5）について、ヒアリングを行う自治体等の選定方針を具体的に提案すること。

(3) 業務実施フロー

業務全体の実施フローを別紙様式Cに従い記述すること。

(4) 業務実施体制

配置予定の管理技術者の経歴、手持ち業務等を別紙様式D－1に、業務の内容ごとの業務従事者の配置、役割分担等を別紙様式D－2に従い、記述すること。

(5) 業務実績

過去5年間における都市計画に係る業務の実績について、別紙様式Eに従い記述すること。

(6) 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

別紙様式Fに従い、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）でのISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体や国際非政府組織等による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無を記載し、有の場合は当該認証の名称を記載するとともに、証明書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。

又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等してい

る場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステムの設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

(7) 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

別紙様式Gに従い、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定）の有無を記載し、有の場合は当該認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認定等の期間中であること。

業務に対する理解度

本業務に対する専門的知見及び理解度を審査するので、既存の都市計画に基づく都市構造の変化による公害の防止、自然環境の保全及び脱炭素化への影響について根拠とともに記述してください。

(※) 本様式はA 4 判 2 枚以内とする。

業務の実施方法等の提案

1. 仕様書（骨子） 2.（1）

昨年度成果物の効果的な周知を行うことが可能な資料、周知先を具体的に提案してください。

2. 仕様書（骨子） 2.（2）

モデル地域等の選定及び定量的な分析をするのに有効な調査方針を具体的に提案してください。

3. 仕様書（骨子） 2.（3）

脱炭素化を考慮した都市計画設計を促すためのツールを具体的に提案してください。

4. 仕様書（骨子） 2.（4）

空き家・空き地等が都市開発における脱炭素化に与える影響の分析、流動性のボトルネックの分析及び整理方針を具体的に提案してください。

5. 仕様書（骨子） 2.（5）

ヒアリングを行う自治体等の選定方針を具体的に提案してください。

注 本様式は全項目合計でA4判8枚以内に記載すること。

業務全体の実施フロー

時 期	業 務 内 容

注 本様式はA 4 判 1 枚に記載すること。

業務実施体制（管理技術者の経歴、手持ち業務等）

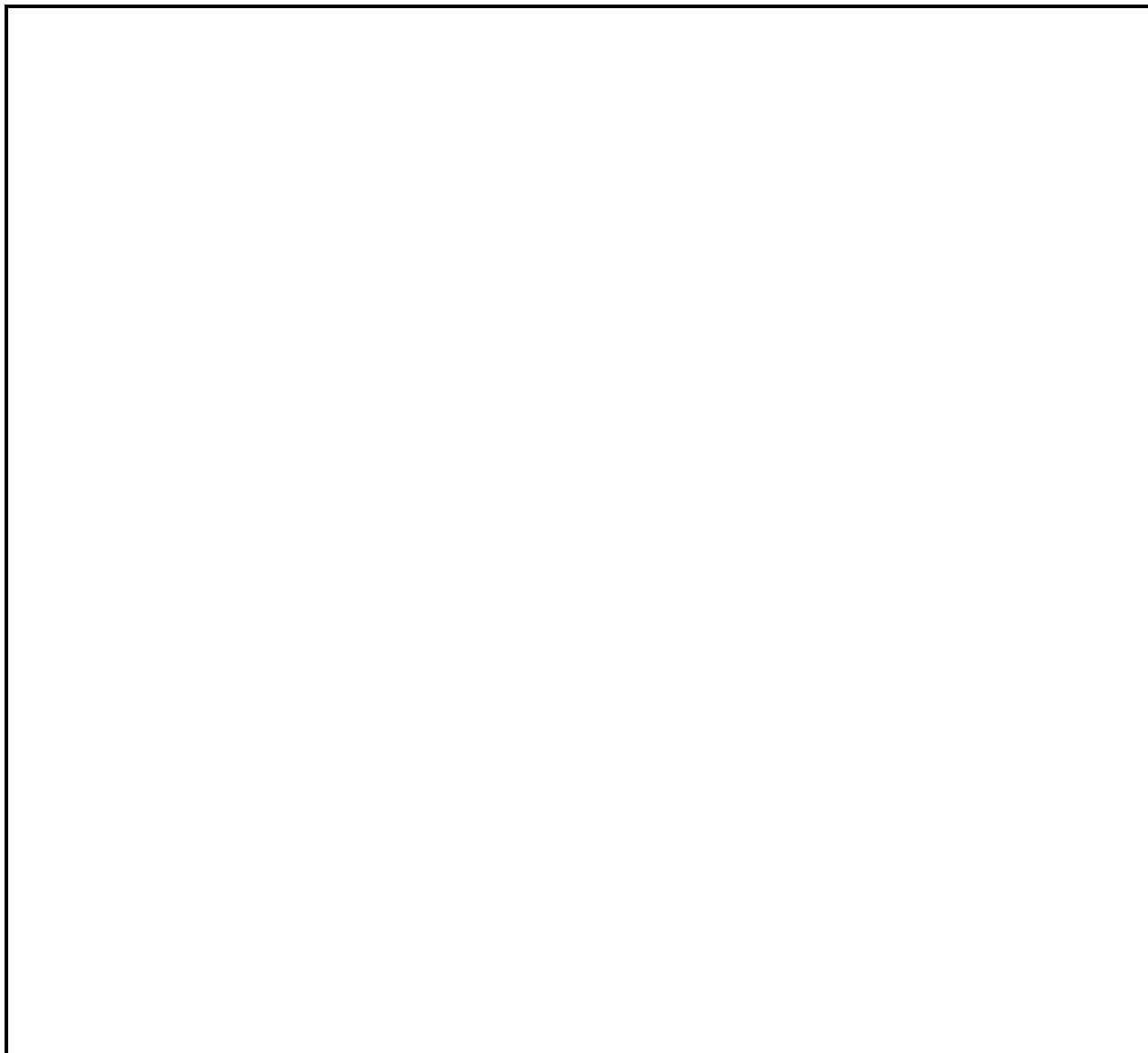
管理技術者

氏 名		生年月日	
所 属 役 職		経験年数（うち本業務の類似業務の従事年数） 年（ 年）	
学 歴 (卒業年次/学校種別/専攻)			
従事技術分野の経歴（直近の順に記入）			
1)	年 月～	年 月（ 年 ヶ月）	
2)	年 月～	年 月（ 年 ヶ月）	
3)	年 月～	年 月（ 年 ヶ月）	
主な手持ち業務の状況（手持ち業務の総数： 年 月 日現在 件）			
業 務 名	発 注 機 関	履行期間	契約金額
主な業務実績			
業務名		契約金額	
発注機関		履行期間	
○業務の概要			
保 有 資 格			
○主な資格（技術士など）			

注1 本様式はA4判1枚に記載すること。

注2 手持ち業務は、契約金額が500万円以上の業務を対象とし、受注決定後未契約のものがある場合は、参考見積金額を契約金額と想定すること。

業務実施体制（業務従事者の配置、役割分担等）

A large empty rectangular box with a black border, intended for the user to describe the business implementation system, including the configuration and role distribution of business personnel.

注1 本様式はA4判1枚以内とする。

注2 業務の内容ごとに担当するチームの構成、役割分担、配置予定者の氏名、役職及び簡単な経歴を記載し、またそのメンバーとした理由を併せて記載すること。

過去 5 年間に於ける都市計画に係る業務の実績

業 務 名			
発 注 機 関 (名 称、住 所)			
(受 託 企 業 名)			
(受 託 形 態)			
履 行 期 間			
業 務 の 概 要			
技 術 的 特 徴			
予 定 管 理 技 術 者 の 従 事 の 有 無			

注 1 本様式は、A 4 判 4 枚以内に記載すること。

注 2 業務名は 10 件まで記載できるものとする。

注 3 受託形態の欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。

注 4 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

注 5 技術的特徴の欄には、本業務に関連する点を記載すること。

注 6 実績を証明するものとして、元請の場合は契約書写し、下請の場合は注文・請書写しを添付すること。

組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

(①現在認証中である場合、②現在まで認証を受けたことがない場合又は③過去に認証を受けたことはあるが現在環境マネジメントシステム等を継続していない場合。)

認証の有無：
認証の名称： (認証期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日)

注 1 現在認証中である場合、証明書等の写しを添付すること。

注 2 認証は、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）において取得しており、かつ、提案書提出時点において期間中であるものに限る。

(現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合。)

過去に受けていた認証の名称： (認証期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日)
現在の環境マネジメントシステムの名称：

注 1 過去に認証を受けた証明書等及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

注 2 証明書及び規則等は、本社等において取得し、又は設置、運営等しているものに限る。

組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無：	
認定等の名称：	(認定段階：) (計画期間：令和○年○月○日～令和○年○月○日)

- 注1 プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主（常時雇用する労働者が100人以下のもの。）が努力義務により届出たものに限る。）については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。
- 注2 くるみん認定については認定等の名称に新基準（改正後認定基準（令和4年4月1日施行）により認定）のものであるか旧基準（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定）のものであるか明記すること。
- 注3 認定段階についてはえるぼし認定の認定段階（1～3）を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。
- 注4 本社等において取得しており、かつ、企画書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。
- 注5 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書（内閣府男女共同参画局長の押印があるもの。）の写しを添付すること。